
出雲崎町
第6期障害福祉計画
第2期障害児福祉計画

令和3年3月
出雲崎町

【目次】

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画策定の背景	1
3 計画の位置付け	2
4 計画の期間	3
5 計画の策定体制	4
第2章 第5期障害福祉計画の評価	5
1 第5期障害福祉計画の実施状況	5
第3章 計画の目標	6
1 計画の基本理念	6
2 成果目標の設定	7
第4章 障害福祉サービス等の見込み量	14
1 障害福祉サービスの見込み量と確保策	14
(1) 訪問系サービス	14
(2) 日中活動系サービス	16
(3) 居住系サービス	20
(4) 相談支援	22
2 地域生活支援事業の見込み量と確保策	24
(1) 必須事業	24
(2) 任意事業	28
第5章 障害児支援の提供体制の充実(第2期障害児福祉計画)	30
1 障害児福祉計画の概要	30
2 障害児福祉計画の成果目標	30
3 障害児通所支援、障害児相談支援等の見込み量	31
(1) 障害児通所支援	31
(2) 障害児相談支援等	33

(3) 発達障害児者に対する支援	35
第6章 計画の推進	36
1 計画の周知	36
2 地域一体となった計画の推進	36
3 新潟県及び近隣市村等との連携	36
4 計画の評価と進行管理	36
資料編	38
1 出雲崎町地域自立支援協議会設置要綱	38
2 出雲崎町地域自立支援協議会委員名簿	40

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

障害福祉計画は、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活や社会生活を営むことができるよう必要な支援を総合的に行い、もって障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づき、地域における障害福祉サービスの提供体制の確保等を円滑に実施するために策定するものです。

また、障害児福祉計画は、「児童福祉法」の改正により、障害児の支援の提供体制を計画的に確保する観点から、障害児福祉サービスなどの見込み量を定めることとしており、障害福祉計画と一体のものとして策定します。

第6期出雲崎町障害福祉計画及び第2期出雲崎町障害児福祉計画は、国の定める基本指針に即して、障害福祉サービス等に関する成果目標やサービス需要の見込み等について定めます。

2. 計画策定の背景

- 「障害者が地域で暮らせる社会」「自立と共生の社会」の実現を目指して、平成18年4月に「障害者自立支援法」が施行されました。この法律により、身体障害者・知的障害者・精神障害者の3障害に係る各種サービスの一元化が図られるとともに、地域生活支援、就労支援の強化など福祉サービス提供体制の整備が図られ、障害福祉サービス等の数値目標と見込み量を定めることとなりました。
- その後、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、利用者負担の見直しや、相談支援の充実等を経て、平成25年4月からは、「障害者総合支援法」が施行され、障害者の範囲に難病患者が加えられるなど制度改革が行われました。

○平成 24 年 8 月には、児童福祉法に基づく児童への支援等から、子育てに関する点に特化した法律である「子ども・子育て支援法」が制定され、同法の基本理念を踏まえた、障害のある子どもへの支援体制づくりが進められています。

○平成 28 年 6 月には、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が公布（平成 30 年 4 月施行）され、「障害者が自ら望む地域生活を営むことができるよう、『生活』と『就労』に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行う。」こととされました。

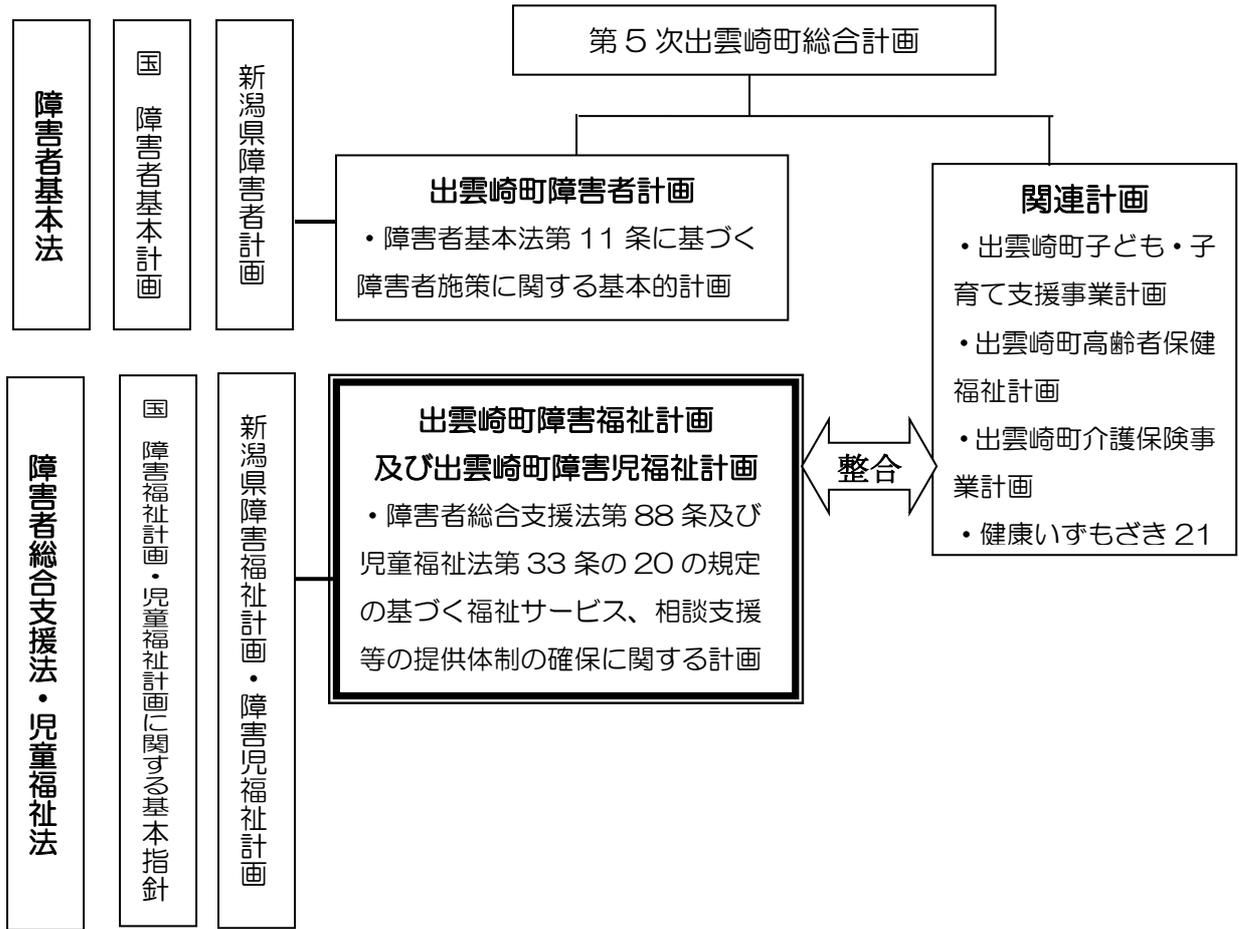
3. 計画の位置付け

障害福祉計画及び障害児福祉計画は、障害者総合支援法第 88 条及び児童福祉法第 33 条の 20 の規定に基づき策定するもので、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業、障害児通所支援等の提供体制の確保等について定める計画です。

また、障害者基本法第 11 条に基づく「出雲崎町障害者計画」の障害福祉サービス等に関する実施計画としても位置付けます。

本計画の策定にあたっては、障害者総合支援法第 87 条に基づき国が定めた「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）に即するとともに、「新潟県障害福祉計画（障害児福祉計画）」と整合・調整を図っています。

また、本町の最上位計画である「第 5 次出雲崎町総合計画」をはじめ、関連する個別計画との整合性を図っています。



4. 計画の期間

本計画は、国の基本指針により3年を1期として策定することとされているため、第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画は、令和3年度～令和5年度を計画期間として策定します。

なお、本計画の関連法・制度の改変、社会情勢、本町の状況等の変化に対応するため、必要に応じ見直しを行うものとします。

年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5
障害者計画	第1次						第2次						第3次					
障害福祉計画	第1期		第2期		第3期		第4期		第5期		第6期							
障害児福祉計画													第1期		第2期			

5. 計画の策定体制

（1）障害者等のニーズを反映

計画の策定にあたっては、障害者や障害者の家族のニーズを第一とし、当事者をはじめ、家族や相談支援専門員及び保健師からの声を反映すべく検討を行いました。

（2）障害者自立支援協議会の運営

計画の策定にあたっては、サービスを利用する障害者をはじめ、事業者、雇用、教育等の幅広い関係者の意見を反映することが重要であることから、出雲崎町地域自立支援協議会において、審議・検討を行いました。

（3）新潟県等との連携

計画の策定にあたっては、新潟県としての基本的な考え方をもとに、障害保健福祉圏域である中越圏域（長岡市、柏崎市、見附市、小千谷市、刈羽村）として連絡調整を行うなど、十分な連携を図りました。

（4）庁内関係課との連携

本計画は、保健、教育、労働等の庁内関係課との連携を図りながら、計画の策定を行いました。

（5）パブリックコメントの実施

計画の策定にあたっては、計画案に対する意見を幅広く募集するため、パブリックコメントの募集を行いました。

第2章 第5期障害福祉計画の評価

1. 第5期障害福祉計画の実施状況

【 目標値 】

	項目	単位	平成30 年度実績	令和元年度 実績	令和2年度 目標
1	施設入所者の地域生活への移行（累計）	人	0	0	1
2	施設入所者の削減	人	0	0	1
3	地域生活拠点の整備	か所	0	0	0
4	福祉施設利用者の一般就労移行者数	人	2	0	1
5	就労移行支援事業の利用者数	人	2	2	2

【 評 価 】

- ◎施設入所者の地域移行は、令和元年度実績で2年間の累計で0人となっており、計画目標を下回っています。退所後の、地域生活を支えるサービス提供が可能な、環境整備が求められます。
- ◎施設入所者数は、令和元年度実績で14人となっており、基準値となる平成28年度の実績の14人と比較して、増減なしとなっています。
退所により入所者数が減少しても、待機者の入所により、入所者数が減っていない状況です。入所者に介護保険制度への移行者はいませんでした。状態像の変化によっては介護保険サービスへのスムーズな移行を検討する必要があります。
- ◎地域生活支援拠点の整備は、目標値としては0か所でしたが、一時避難等行える事業所の設置を目指し、町で取り組める機能から整備していきます。
- ◎一般就労移行者数は、令和元年度実績では0人でしたが、平成30年度には2人の移行がありました。
- ◎就労移行支援事業の利用者数は、令和元年度実績で2人と令和2年度目標の100%となっています。対象となる方が利用できるために、町更生訓練費の適用拡充を行いました。

第3章 計画の目標

1. 計画の基本理念

本計画の策定にあたっては、障害者の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念を踏まえつつ、次の点に配慮します。

1. 障害者の自己決定と自己選択の尊重

ノーマライゼーションの理念の下、障害の種別、程度を問わず、障害者が自らその居住する場所を選択し、その必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、障害者の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービスの提供体制の整備を進めます。

2. 実施主体の市町村への統一と3障害に係る制度の一元化

障害福祉サービスの対象となる障害者等の範囲を身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者等及び障害児とし、障害種別によらない一元的なサービスを実施するとともに、どの地域でも同じようにサービスを受けられる体制づくりに努めます。

3. 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害者の自立の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整えるとともに、障害者の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、身近な地域におけるサービス拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

4. 障害児の健やかな育成のための発達支援

障害児の健やかな育成を支援するため、地域支援体制の構築や、地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進、ライフステージに応じた切れ目のない支援

と保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援など、提供体制の計画的な構築を推進します。

2. 成果目標の設定

障害者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、国の基本指針では、移行者数や福祉施設から一般就労への移行者数などの成果目標を設定することが求められています。

この成果目標は、国が定める基本指針に即して、地域の実情に応じた目標を設定することとされています。本町においても、これまでの障害福祉施策の進捗状況等を踏まえ、成果目標を設定します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、福祉施設に入所している人のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホームや一般住宅に移行する人の数を見込み、その上で令和5年度末における地域生活に移行する人の目標値を設定します。

国の基本指針においては、令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行し、これに合わせて令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本としていますが、この指針を踏まえつつ、これまでの実績や施設入所者及び利用者の高齢化が進んでいること等、本町の実情に応じて目標値を設定します。

【目標値の設定】

項目	数値等	目標設定の考え方・目標達成の方策
令和元年度末時点の施設入所者数(a)	14人	基準値
令和5年度末の施設入所者数(b)	13人	令和5年度末時点の利用人員の見込み
【目標値】 令和5年度末の削減見込者数(c=a-b) 削減率(c/a×100)	1人 (7.1%)	国の基本指針、これまでの実績を踏まえ1人が地域生活移行する者の数として設定。目標達成のために、介護保険該当の方は介護保険サービスへの円滑な移行を進めていく。
【目標値】 令和5年度末の地域生活移行者数(累計d) 地域移行率(d/a×100)	1人 (7.1%)	国の基本指針、これまでの実績を踏まえ1人が地域生活移行する者の数として設定。

（２） 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針を踏まえ、精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしを実現できる環境整備を進める観点から、精神障害者（発達障害及び高次脳機能障害を含む）にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向け、障害者部会にて協議しており、引き続き精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて協議していきます。

【見込量の設定】

	単位	見込		
		3年度	4年度	5年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回	0	0	1
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	人	0	0	5
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回	0	0	1
精神障害者の地域移行支援	人	0	0	1
精神障害者の地域定着支援	人	0	0	1
精神障害者の共同生活援助	人	0	0	1
精神障害者の自立生活援助	人	0	0	1

（３） 地域生活支援拠点等の整備

障害者等の自立支援の観点から、今後、障害者の高齢化、重度化、「親亡き後」を想定して、入所施設等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくりを進める必要があります。また、拠点機能を充実させていくための取り組みも求められています。

国の基本指針では当該目標値の設定にあたって、令和5年度末までに、障害者の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等を各市町村又は各圏域に少なくとも1か所整備することを基本としています。また、年1回以上運用状況を検証及び検討することになっています。

本町においては、現状において整備されておりませんが、一時避難等行うことができる事業所の設置に向けて検討していきます。

【目標値の設定】

項目	数値等	目標設定の考え方・目標達成の方策
【目標値】 令和5年度末の地域生活支援拠点等の数	1か所	国の基本指針を踏まえ、町で設置できる機能から整備できるよう協議していく。
運用状況の検証の実施	年1回	町地域自立支援協議会を活用し、機能の充実のため運用状況の検証と検討をします。

（4）福祉施設から一般就労への移行等

① 就労移行支援事業所等を通じて令和5年度中に一般就労に移行する者の数

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業所等を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定します。

国の基本指針においては、当該目標値の設定にあたって、令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすることを基本としており、そのうち、就労移行支援事業を通じた移行者数を1.3倍以上、就労継続支援A型事業を通じた移行者数を1.26倍以上、就労継続支援B型事業を通じた移行者数を1.23倍以上とすることを目標としています。この指針を踏まえつつ、これまでの実績や本町の実情に応じて目標値を設定します。

【目標値の設定】

項目	数値	目標設定にあたっての考え方
【基準値】 令和元年度の一般就労移行者の数	0人	令和元年度において福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、一般就労した者の数
【目標値 a】 令和5年度の一般就労移行者数	3人	国の基本指針、これまでの実績を踏まえ、令和5年度において福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、一般就労する者の数
【目標値】 aのうち就労移行支援事業を通じて一般就労した移行者数	1人	国の基本指針、これまでの実績を踏まえた目標値aの内数
【目標値】 aのうち就労継続支援A型を通じた移行者数	1人	国の基本指針、これまでの実績を踏まえた目標値aの内数

【目標値】 aのうち就労継続支援B型を通じた移行者数	1人	国の基本指針、これまでの実績を踏まえた目標値 aの内数
-------------------------------	----	--------------------------------

② 就労移行・就労定着の利用目標

国の基本指針では、令和5年度末における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち7割が就労定着支援事業を利用すること、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本としており、この指針を踏まえつつ、これまでの実績や本町の実情に応じて目標値を設定します。なお、本町には就労移行支援事業所と就労定着支援事業所がないため、就労定着率の目標は定めません。

【目標値の設定】

項目	数値	目標設定にあたっての考え方
【基準値】 令和5年度末の就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数(A)	3人	令和5年度末において就労移行支援事業等を通じて、一般就労する者の数
【目標値】 (A)のうち就労定着支援事業利用者数	3人 (100%)	令和5年度末において就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち、就労定着支援事業を利用する者の数

(5) 障害児支援の提供体制の整備等（第2期障害児福祉計画成果目標）

障害児支援の提供体制を計画的に確保する観点から、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関と連携を図ったうえで、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を、身近な場所で提供する体制の構築を図ることが求められています。

国の基本指針では、令和5年度末までに児童発達支援センターを1か所以上設置、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築、主に重度心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を少なくとも1か所以上確保すること、令和5年度末までに保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図り、医療的ケア児のための協議の場を設けることが求められています。

本町においては、国の基本指針を踏まえ、周辺自治体及び関係機関と協議・連携し

ながらサービス利用体制の整備を行っていきます。

【目標値の設定】

項目	数値等	目標設定の考え方・目標達成の方策
【目標値】 令和5年度末の児童発達支援センター数	1 か所	国の基本指針を踏まえ、児童発達支援について連携している柏崎市と協議し、令和5年度末までに柏崎市に設置される児童発達支援センターを利用できるよう協定を結び体制を整える。
【目標値】 令和5年度末までに保育所等訪問支援の提供体制	1 か所	上記同様
【目標値】 令和5年度末の主に重度心身障害児を支援する児童発達支援の確保	1 か所	国の基本指針を踏まえ、地域の実情や今後の見込み等を勘案して設定。圏域での設置ができるよう、市町村と連携し体制を整える。
【目標値】 令和5年度末の主に重度心身障害児を支援する放課後等デイサービスの確保	1 か所	上記同様
【目標値】 令和5年度末時点で医療的ケア児支援の協議の場を設置	有	町地域自立支援協議会及び障害児部会を活用して、保健・医療・福祉の関係者にて協議しています。

（6）相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針では、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保するとされており、障害の種別や各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施、相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導助言、人材育成のための支援、地域の相談支援機関との連携強化に取り組みます。

項目	数値等	考え方
令和5年度末時点での総合的・専門的な相談支援を実施する体制の有無	有	ふれ愛サポートセンターいずもぎきを地域の相談拠点としながら実施していきます。

令和5年度末時点での地域の相談支援体制を充実・強化を実施する体制の有無	有	上記同様
-------------------------------------	---	------

【目標値の設定】

	単位	見込		
		3年度	4年度	5年度
総合的・専門的な相談支援を実施する体制の有無	—	無	無	有
地域の相談支援事業者に対する専門的な指導・助言件数	件	0	0	1
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	件	0	0	1
地域の相談支援との連携強化の取り組みの実施回数	回	0	0	1

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の基本指針では、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくため、障害福祉サービス等の質を向上させるための体制を構築するとされており、町職員が障害者総合支援法の具体的内容を理解し、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害者等が真に必要とする障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行うこと、自立支援審査などシステム等を活用し、請求の過誤をなくすための取組や適正な運営を行っている事業所を確保することとされております。

項目	数値等	考え方
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への町職員の参加人数	有	各種研修等を活用する。 年1回
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無と実施回数	有	各種研修等を活用する。 年1回

【目標値の設定】

	単位	見込		
		3年度	4年度	5年度
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への町職員の参加人数	人	1	1	1
障害者自立支援審査支払システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無と実施回数	回	1	1	1

第4章 障害福祉サービス等の見込み量

1. 障害福祉サービスの見込み量と確保策

（1）訪問系サービス

ヘルパーが居宅を訪問して介護や家事援助などの支援を行ったり、外出する際の介護や移動に必要な情報提供などの支援を行ったりするサービスです。

【サービスの概要】

サービス名	内 容
居宅介護	居宅において入浴、排せつ、食事の介護や、調理、洗濯、掃除等の家事の援助等を行います。
行動援護	知的障害又は精神障害により行動が困難で常時介護が必要な者に、行動する時の危険を回避する援護や外出時の移動の介護を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者、知的障害者、精神障害者で常時介護を必要とする者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護、外出時における移動中の介護を総合的に提供します。
重度障害者等 包括支援	常時介護が必要で、その介護の必要性が非常に高いと認められた者に、居宅介護等の障害福祉サービスを包括的に提供します。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において当該障害者に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の当該障害者等が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。

【第5期の実績と第6期の見込み量】

(1 か月あたり延べ量)

サービス名	単位	実績			見込		
		30年度	元年度	2年度 (見込)	3年度	4年度	5年度
居宅介護	時間分	129	153	185	150	150	150
	人分	12	14	14	14	14	15
行動援護	時間分	0	0	0	0	0	0
	人分	0	0	0	0	0	0
重度訪問介護	時間分	0	0	0	0	0	0
	人分	0	0	0	0	0	0
重度障害者等包括 支援	時間分	0	0	0	0	0	0
	人分	0	0	0	0	0	0
同行援護	時間分	17	17	16	20	20	20
	人分	1	1	1	1	1	1

【第5期の評価】

- ◎訪問系サービスは、全体的に増加傾向にあります。介護者の健康状態や高齢化により、今後訪問系サービスのニーズが高まることが予測されます。
- ◎相談支援事業所へのヒヤリングから、居宅介護の利用についてニーズはありますが、十分なサービス提供事業者数が確保できず、課題となっています。
- ◎同行援護については横ばいで推移しており、対象等の見込みから今後も大きく変わらないものと考えられます。
- ◎重度訪問介護及び重度障害者等包括支援は、過去の実績はなく、現在利用対象者もいませんが、利用希望が出たときに対応できる事業所がないことが課題となっています。

【第6期の見込み量算出の考え方】

- ◎訪問系サービスの月当たりの利用者数・利用時間は、各サービスの平成29年度から令和元年度までの利用実績及び、これまでの相談状況、状態像の変化、家族状況の変化から、今後サービスを利用する見込みのある方等を精査し算出しています。

◎ただし、行動援護、重度訪問介護、重度障害者等包括支援については、現在利用対象者がいないこと、また利用できる事業所がないこと等から当面利用がないと見込んでいます。

【第6期の見込量確保のための方策】

- ◎訪問系サービスについては、障害者本人やそのご家族の利用のニーズを把握し、適切なサービスの提供ができるよう情報提供を積極的に行います。
- ◎本町においては、特に居宅介護の十分なサービス提供事業者数が確保できていないことから、町内の事業所へサービス提供の確保について更に働きかけると共に、町外のサービス提供事業者との連携を図ります。
- ◎介護保険法に基づく介護保険サービス提供事業者に対し、新規参入を働きかけるなど、サービス提供事業所の確保に努めます。
- ◎様々な障害への対応が可能となるよう、支援者のスキルアップを目的とする各種研修会の情報提供を行い、障害特性に配慮した人材の育成や確保に努めます。

（2）日中活動系サービス

日中に施設などにおいて介護や訓練などの場を提供するサービスです。

【サービスの概要】

サービス名	内 容
生活介護	常時介護が必要な方に、主として昼間に入浴、排せつ、食事などの介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会の提供を行います。
自立訓練 （機能訓練）	身体に障害がある方等に対し、自立した日常生活又は社会生活が送れるよう、理学療法や作業療法等のリハビリテーションを行い、身体機能・生活能力の維持・向上を図ります。
自立訓練 （生活訓練）	知的障害のある方、精神障害のある方に対し、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、日常生活に必要な訓練、相談及び助言等を行い、生活能力の維持・向上を図ります。
就労移行支援	一般企業等への就労に向けて、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練等を行います。

就労継続支援 （A型）	一般企業等への就労が困難な方に、雇用契約に基づく就労の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。
就労継続支援 （B型）	一般企業等への就労が困難な方に、就労の機会を提供し、生産活動や就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います
就労定着支援	障害のある人が新たに雇用された事業所での就労の継続を図り、就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。
療養介護	医療と常時介護が必要な方に対して、医療機関での機能訓練、療養上の管理・看護、医学的管理下における介護及び日常生活の世話等を行います。
短期入所	介護者が病気の場合等により、一時的に介護を受けることが困難になった時、短期間、夜間も含め施設において入浴、排せつ、食事等の介護を行います

【第5期の実績と第6期の見込量】

（1か月あたり延べ量）

サービス名	単位	実績			見込		
		30年度	元年度	2年度 (見込)	3年度	4年度	5年度
生活介護	人日分	457	468	440	460	460	460
	人分	23	24	22	25	25	25
自立訓練 (機能訓練)	人日分	0	0	0	20	20	20
	人分	0	0	0	1	1	1
自立訓練 (生活訓練)	人日分	19	7	0	20	20	20
	人分	1	1	0	1	1	1
自立訓練 (宿泊型自立訓練)	人日分	27	4	0	20	20	20
	人分	1	1	0	1	1	1
就労移行支援	人日分	66	27	22	80	80	80
	人分	5	2	2	5	5	5
就労継続支援 (A型)	人日分	2	9	38	40	40	60
	人分	1	2	2	2	2	3

就労継続支援 (B型)	人日分	452	408	414	460	460	460
	人分	27	25	27	30	30	30
就労定着支援	人	1	3	3	3	3	3
療養介護	人分	1	1	1	1	1	1
短期入所 (福祉型)	人日分	55	89	33	60	65	70
	人分	8	7	7	10	11	12
短期入所 (医療型)	人日分	10	10	9	10	10	10
	人分	1	1	1	1	1	1

【第5期の評価】

- ◎生活介護は、利用者数及び利用量ともに微減となりました。今後もニーズは高くあるものと考えられますが、事業所の増加が見込めないため、横ばいで推移することが予測されます。
- ◎自立訓練（機能訓練）は、サービス実績がありませんでした。
- ◎自立訓練（生活訓練・宿泊型自立訓練）は、今後も一定程度の利用があると見込まれます。
- ◎就労移行支援は、町内に事業所がなく、近隣の事業所を利用しており、ほぼ見込み量どおり推移しました。今後は微増傾向が見込まれます。
- ◎就労継続支援（A型）は、町内での事業所がなく、近隣の事業所を利用しており、障害者雇用のニーズの高まりから、今後も増加するものと見込まれます。
- ◎就労継続支援（B型）は、ほぼ横ばいで推移しています。今後も同様の傾向が予測されます。
- ◎就労定着支援は、障害者の職場定着の支援が重視されており、増加傾向となっています。
- ◎療養介護は、横ばいで推移しており、今後も同様の傾向が予測されます。
- ◎短期入所（福祉型）は、年度により変動があるものの、今後も一定程度の利用が予測されます。
- ◎短期入所（医療型）は、横ばいで推移しており、今後も同様の傾向が予測されます。
- ◎就労系サービスの利用を促進するため、町更生訓練費の拡充を行いました。

【第6期の見込み量算出の考え方】

- ◎日中活動系サービスの月当たりの利用者数・利用時間は、各サービスの平成 29

年度から令和元年度までの利用実績及び、これまでの相談状況、状態像の変化、家族状況の変化から、今後サービスを利用する見込みのある方等を精査し算出しています。

- ◎自立訓練（生活訓練及び宿泊型自立訓練）については、精神科病院に入院していた精神障害者で、地域生活へ移行することが想定される方について、サービス量を見込んでいます。
- ◎就労定着支援は、過去の就労状況及び就労移行支援事業利用者を中心に見込み量を設定しました。
- ◎短期入所（医療型）については、これまでの実績に加え、対象となる方の聞き取りから見込み量を設定しました。

【第6期の見込量確保のための方策】

- ◎日中活動系サービスについては、介護保険サービス事業者を含む新規事業者の参入（基準該当）を働きかけ、障害者の自立した地域生活への移行を推進します。
- ◎就労系のサービスについては、ハローワークや障害者就業・生活支援センター、サービス提供事業者及び特別支援学校等教育機関など関係機関との連携体制の構築に努めます。
- ◎福祉的就労についても就労継続支援（B型）事業所に対して、仕事量の確保や工賃アップを目指し、町からの積極的な作業委託を行います。
- ◎ニーズにあった見込み量の確保のため、町内及び近隣市村のサービス提供事業所との連携を図り、広域的なサービス提供体制の整備を進めていきます。
- ◎就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用を促進するための交通手段の確保については、出雲崎町地域自立支援協議会において施策の検討を行い、町更生訓練費の更なる拡充等を検討していきます。
- ◎一般就労に移行した方が、安定した就労生活を継続できるように、就労定着支援の利用を促進します。また、サービス事業者と連携して、サービスの啓発や利用促進に努めます。
- ◎短期入所及び療養介護については、ニーズにあった見込み量の確保のため、近隣市村のサービス提供事業所との連携を図り、広域的なサービス提供体制の整備を進めていきます。また、短期入所の利用が見込まれる者については、早めの支給決定と体験利用を行うことで、利用しやすい環境づくりに努めます。

（3）居住系サービス

居住系サービスは、住まいの場としてのサービスを行います。

【サービスの概要】

サービス名	内 容
共同生活援助 (グループホーム)	地域で共同生活を営むのに支障のない障害のある方に、主として夜間や休日において、共同生活を営むべき住居で相談や日常生活の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する障害のある方に、主に夜間や休日において、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の支援を行います。
自立生活援助	障害者支援施設やグループホームを利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。

【第5期の実績と第6期の見込み量】

(1か月あたり実量)

サービス名	単位	実 績			見 込		
		30年度	元年度	2年度 (見込)	3年度	4年度	5年度
共同生活援助	人分	15	18	13	14	14	13
施設入所支援	人分	14	14	14	14	14	13
自立生活援助	人分	—	—	—	1	1	1

【第5期の評価】

- ◎近年の共同生活援助の利用者数は、施設定員の関係からほぼ横ばいで推移しており、今後も同様の傾向が続くと見込まれます。町内での受け入れ事業所が定員に達しており、今後の利用ニーズに対応できない可能性が高く課題となっています。
- ◎施設入所支援については、真に施設入所支援が必要な方が入所されており、利用者数は減少しませんでした。

【第6期の見込み量算出の考え方】

- ◎共同生活援助（グループホーム）については、現在のサービス利用者数をもとに、入所施設から地域生活へ移行する数、精神科病院に入院している精神障害

者で、地域生活へ移行することが想定される方について勘案し設定しました。

- ◎施設入所支援の利用者数は、成果目標「福祉施設入所者数の削減」の数値と整合性を取っています。国の基本指針としては、令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本としていますが、本町においては、これまでの実績や施設入所待ちの障害者が多い実情に応じて、また、介護保険サービスへの円滑な移行を目指し、目標値を設定しました。

【第6期の見込量確保のための方策】

- ◎居住系サービスについては、障害者が地域の中で必要な支援を受けながら暮らす生活の場として引き続き整備の必要性が高いことから、行政と事業所との連携を取りながら、グループホームの設置について事業者の参入促進に努めます。
- ◎地域住民に対して、障害や障害者への正しい理解の促進を図り、障害者が地域の中で暮らしやすい環境づくりを目指します。
- ◎施設入所支援については、施設入所待機者の現状を確認し、ニーズの把握と地域生活継続の可能性等を検討します。また、施設入所者及び待機者の高齢化が進んでいることから、介護保険サービスへのスムーズな移行ができるよう、庁内関係部署及び関係機関等と連携していきます。
- ◎新規入所時に関係機関等によるケア会議を行い、地域移行の視点を踏まえた適切な支援を行います。
- ◎自立生活援助の利用を促進するとともに、共同生活援助（グループホーム）から一人暮らしが可能と思われる方に対し、相談支援事業所など関係機関等の連携協働により、地域での生活を支援していきます。

（4）相談支援

【サービスの概要】

サービス名	内 容
計画相談支援	障害福祉サービスを利用する方に対し、サービスを利用するための計画の作成や、作成した計画の検証及び見直しを行います。
地域移行支援	障害者支援施設等や精神科病院に入所・入院している方に対し、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行い、地域生活に移行するための支援を行います。
地域定着支援	居宅において単身等で生活する方や施設・病院から退所・退院した方のうち、地域生活が不安定な方に対し、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、緊急訪問その他必要な支援を行います。

【第5期の実績と第6期の見込量】

（1か月あたり実量）

サービス名	単位	実 績 (サービス利用計画作成者数)			見 込		
		30年度	元年度	2年度 (見込)	3年度	4年度	5年度
計画相談支援	人	5	6	5	5	5	6
地域移行支援	人	0	0	0	1	1	1
地域定着支援	人	0	0	0	1	1	1

【第5期の評価】

◎計画相談支援については、原則としてすべての障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者が計画の作成対象となります。今後も継続かつ安定して計画策定できる体制の確保に努めていく必要があります。

◎地域移行支援・地域定着支援については、利用者がありませんでした。

【第6期の見込量算出の考え方】

◎計画相談支援については、障害福祉サービス及び地域相談支援の全利用者に対

して、サービス利用計画を作成することから、現在の福祉サービス利用者や今後の見込み等を勘案して利用者数を設定しました。

- ◎地域移行支援・地域定着支援については、入所施設から地域生活へ移行する数、精神科病院に入院している精神障害者で、地域生活へ移行することが想定される方について勘案し設定しました。

【第6期の見込み量確保のための方策】

- ◎計画相談支援を円滑に実施するため、相談支援事業者及び相談支援専門員の確保に加えて、サービス等利用計画の質の向上に努めます。
- ◎地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）については、地域生活移行が円滑に進むよう、精神科病院や障害者支援施設等との連携を強化し利用促進を図ります。
- ◎計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援の充実のため、出雲崎町地域自立支援協議会や事務局会議において情報や方法の共有化を図り、相談支援事業者の相談支援技術の機能強化などの支援を行うよう努めます。

2. 地域生活支援事業の見込み量と確保策

地域生活支援事業は、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業を実施することで、障害者等の福祉の増進を図るとともに、全ての人が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的としています。

(1) 必須事業

【サービスの概要】

サービス名	内 容
理解促進研修・啓発事業	障害のある方等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害者等の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。
自発的活動支援事業	障害のある方等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者等、その家族、地域住民等による自発的な取組を支援します。
相談支援事業	障害のある方等やその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供等を行うとともに、地域の相談支援事業者等からの相談に応じ、専門的な指導・助言、情報収集・提供などを行います。
成年後見制度利用支援事業	障害者の権利を擁護するため、判断能力が不十分な知的障害者又は精神障害者に、後見人等の報酬等必要となる経費の全部又は一部について助成します。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。
意思疎通支援事業	聴覚・言語機能、音声機能、その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者に対して、意思疎通の円滑化を図るための手話通訳者や要約筆記者の派遣を行います。
日常生活用具給付等事業	障害のある方等に対して、日常生活や介護が容易になる日常生活用具及び住宅改修費を給付すること等により、自立した生活を促進します。
手話奉仕員養成事業	意思疎通を図ることに支障がある障害者等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得したものを要請します

移動支援事業	地域における自立生活や社会参加を促進するため、屋外での移動が困難な障害者等について、外出の際の移動支援を行います。
地域活動支援センター事業	地域活動支援センターにおいて、地域の実情に応じ、利用者に対して創作的活動や生産活動の機会を提供、社会との交流の促進等を図り、障害者等の地域における生活支援を促進します。

【第5期の実績と第6期の見込み量】

事業名	単位	実績			見込		
		30年度	元年度	2年度(見込)	3年度	4年度	5年度
理解促進研修・啓発事業	有無	—	—	—	有	有	有
自発的活動支援事業	有無	—	—	—	—	—	—
相談支援事業							
障害者相談支援事業	か所	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センターの設置	有無	—	—	—	—	—	—
基幹相談支援センター等機能強化事業	有無	—	—	—	—	—	—
住宅入居等支援事業	有無	—	—	—	—	—	—
成年後見制度利用支援事業	人/年	3	1	2	4	4	5
成年後見制度 法人後見支援事業	有無	—	—	—	—	—	—
意思疎通支援事業							
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	人	0	0	0	0	0	0
手話通訳者設置事業	人	0	0	0	0	0	0

日常生活用具給付等事業							
介護・訓練支援用具	件数	0	0	0	2	2	2
自立生活支援用具	件数	0	2	0	2	2	2
在宅療養等支援用具	件数	0	0	0	2	2	2
情報・意思疎通支援用具	件数	0	0	1	1	1	1
排せつ管理支援用具	件/月	18	12	12	13	13	13
	実人員	8	12	12	13	13	13
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件数	0	0	0	1	1	1
手話奉仕員養成研修事業	人	—	—	—	—	—	—
移動支援事業	人	3	3	2	3	3	3
	延時間	30	51	18	60	60	60
地域活動支援センター事業							
自市町村分	か所	—	—	—	—	—	—
	人	—	—	—	—	—	—
他市町村分	か所	1	1	1	1	1	1
	人	1	1	1	3	3	3

【第5期の評価】

◎地域住民に対して、障害のある方等への理解を促進するための研修や啓発を行っていないことが課題です。障害者も含めた地域包括ケアシステムを構築するためにも、今後重点的に取り組むべき課題です。

◎本町には、相談支援事業所が1か所しかいないため、基幹相談支援センターの設置は行いません。

◎成年後見制度については、障害がある方の独居生活や家族の高齢化等の問題から

利用者が横ばいまたは増加が見込まれます。将来の安心に備えた地域生活の支援のため、成年後見制度等の周知、普及啓発を行うことが必要です。

◎意思疎通支援事業、日常生活用具給付事業及び移動支援事業の利用件数は、概ね横ばいで推移しており、今後も同様の傾向が続くと見込まれます。特に、日常生活用具給付事業及び移動支援事業については、対象となる方に十分利用していただけるよう、更なる周知が必要です。

◎地域活動支援センター事業については、同様の機能を持った他市の施設を利用している状況です。移動手段や家族の負担の問題も大きいいため、通所しやすい町内での設置に向けて検討が必要です。

【第6期の見込み量算出の考え方】

◎地域生活支援事業の必須事業は、平成 29 年度から令和元年度までの実績及び、今後新たにサービス利用が見込まれる利用者などを勘案して設定しました。

【第6期の見込み量確保のための方策】

◎理解促進・啓発事業は、町民に対して広く障害者等への理解を深めるための広報活動を実施していきます。

◎相談支援事業は、ふれ愛サポートセンターいずもざきを地域の相談支援拠点とし、機能の充実を図ります。

◎日常生活用具給付事業については、障害者のニーズに対応した効果的な供給体制の整備に努めます。

◎移動支援事業については、見込み量は確保されていますが、今後の障害者のニーズなどを踏まえ、サービス提供事業者との連携や情報提供等を通じて、新規事業者の参入を働きかけます。

◎地域活動支援センター事業については、町外の事業所に委託して事業を実施しています。

(2) 任意事業

【サービスの概要】

サービス名	内 容
訪問入浴サービス事業	自宅の浴槽での入浴が困難な障害のある方の居宅を訪問し、入浴サービスを提供します。
日中一時支援事業	日中において、監護者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障害のある方等の日中における活動の場を提供します。

【第5期の実績と第6期の見込量】

事業名	単位	実 績			見 込		
		30年度	元年度	2年度 (見込)	3年度	4年度	5年度
訪問入浴サービス事業	か所	0	0	0	1	1	1
	人	0	0	0	1	1	1
日中一時支援事業	人日分	266	256	360	360	360	360

【第5期の評価】

- ◎障害のある方等が自立した日常生活及び社会参加を営むことができるよう事業を実施しています。
- ◎日中一時支援事業については、概ね計画値に近い利用となっています。今後も同様もしくは微増の傾向で推移するものと見込んでいます。

【第6期の見込量算出の考え方】

- ◎地域生活支援事業の任意事業は、平成 29 年度から令和元年度までの実績及び、今後新たにサービス利用が見込まれる利用者などを勘案して設定しました。

【第6期の見込量確保のための方策】

- ◎日常生活支援にかかる事業について、引き続き多様なニーズに対応したサービス提供の確保に努めます。
- ◎障害者の健康維持及び気分転換、介護者の負担軽減等を図るために、有効なサービスです。今後も安全安心なサービス提供体制を維持します。
- ◎潜在的な未利用者がいないか、サービス内容の周知を行い、利用促進を図ります。

◎今後も増加する利用者に対応するために、新規事業者の参入や学校等の長期休暇中の受け入れ態勢の検討を進めます。

■その他事業

その他事業については、ニーズを踏まえ、十分なサービス提供ができるよう、事業者と連携を図りながらサービスの確保に努めます。

第5章 障害児支援の提供体制の充実(第2期障害児福祉計画)

1. 障害児福祉計画の概要

平成24年4月に児童福祉法の改正により、障害のある子どもが、身近な地域で支援が受けられる体制の充実を図っていくこととなりました。

しかし、障害のある子どもを支援する地域の体制は、依然として十分ではないことから、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」（平成30年4月施行）により、市町村に対し障害児福祉計画の策定が義務付けられました。

本町では、国の基本指針を受け、障害児及びその家族に対し、身近な地域で支援できるよう、制度の充実を図り、障害児のライフステージに沿って関係機関が連携した支援体制の構築を図るとともに、地域社会への参加やインクルージョンを推進するため、本計画を策定します。

本計画では、障害児支援の提供体制の計画的な確保を目指し、成果目標及び障害児通所支援事業、障害児相談支援等の見込み量を以下のように設定します。

2. 障害児福祉計画の成果目標(再掲)

障害児支援の提供体制を計画的に確保する観点から、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関と連携を図ったうえで、障害児及びその家族に対して乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を、身近な場所で提供する体制の構築を図ることが求められています。

国の基本指針では、令和5年度末までに児童発達支援センターを1か所以上設置、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築、主に重度心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を少なくとも1か所以上確保すること、令和5年度末までに保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図り、医療的ケア児のための協議の場を設けることが求められています。本町においては、国の基本指針を踏まえ、周辺自治体及び関係機関と協議・連携しながらサービス利用体制の整備を行っていきます。

【目標値の設定】

項目	数値等	目標設定の考え方・目標達成の方策
【目標値】 令和5年度末の児童発達支援センター数	1か所	国の基本指針を踏まえ、児童発達支援について連携している柏崎市と協議をし、令和5年度末に柏崎市に設置する児童発達支援センターを利用できるよう協定を結び体制を整える。
【目標値】 令和5年度末までに保育所等訪問支援の提供体制	1か所	上記同様
【目標値】 令和5年度末の主に重度心身障害児を支援する児童発達支援の確保	1か所	国の基本指針を踏まえ、地域の実情や今後の見込み等を勘案して設定。圏域での設置ができるよう、市町村と連携し体制を整える。
【目標値】 令和5年度末の主に重度心身障害児を支援する放課後等デイサービスの確保	1か所	上記同様
【目標値】 令和5年度末時点で医療的ケア児支援の協議の場を設置	有	国の基本指針を踏まえ、令和5年度末までに町地域自立支援協議会を強化活用し、保健・医療・福祉・保育・教育による協議の場を設定する。

3. 障害児通所支援、障害児相談支援等の見込み量

(1) 障害児通所支援

【 事業概要 】

事業名	事業概要
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練などを行います
医療型児童発達支援	児童発達支援に加え、治療を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を利用中の障害児、または今後利用する予定の障害児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び当該施設のスタッフに対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等の支援を行います。

放課後等デイサービス	就学している障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施し、障害児の放課後等の居場所を提供します。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等の状態にある障害児であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児に発達支援が提供できるよう、障害児の居宅を訪問して発達支援を行います。

【第1期の評価】

- ◎障害児や発達の気になる子どもに対する支援は、身近な地域で受けることができるようにする必要がありますが、現状では障害特性に応じた専門的な支援を行う児童発達支援の事業所が不足しています。
- ◎近年、出生数は減少傾向にありますが、乳幼児健診の結果等から障害児通所支援を必要とする子どもの数は増えています。
- ◎発達障害は、障害の特性の現れ方が多様であり、外見ではわかりにくいことから、周囲の理解、親の理解などにおいて様々な困難が生じています。早期発見、早期対応などを円滑に行うためには、専門医や専門スタッフ（言語聴覚士・作業療法士・理学療法士等）の支援が必要不可欠ですが、本町においては専門スタッフの確保が難しい状況にあります。
- ◎障害児支援の体制整備にあたっては、母子保健法や子ども・子育て支援法に基づく子育て支援施策や関係機関との連携を図る必要があります。
- ◎放課後等デイサービスについては、町内に事業所がなく近隣市の事業所を利用しておりますが、今後もニーズの高まりが予測されます。

【第1期の実績と見込量】

事業名	単位	実績			見込		
		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
児童発達支援	人/月	1	1	0	2	2	2
	人日/月	1	1	0	2	2	2
医療型児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
保育所等	人/月	0	0	0	0	0	0

訪問支援	人日/月	0	0	0	0	0	0
放課後等	人/月	4	2	3	5	5	5
デイサービス	人日/月	21	24	36	50	50	50
居宅訪問型	人/月	—	—	—	0	0	0
児童発達支援	人日/月	—	—	—	0	0	0

【見込み量算出の考え方】

- ◎障害児通所支援の利用者数・利用日数は、各サービスの平成29年度から令和元年度までの実績及び、乳幼児健診の結果等から今後利用の可能性がある児等を算出し計上しています。
- ◎医療型児童発達支援及び居宅訪問型児童発達支援については、事業対象となる児がいないこと、また今後利用の見込みがないこと等現状を勘案し計上しています。

【見込み量確保のための方策】

- ◎児童発達支援及び保育所等訪問支援については、柏崎市と連携を図りながら支援をしていきます。
- ◎発達に課題のある子どもの早期発見及び支援を進めるため、臨床心理士による保育園巡回相談や乳幼児健診後のフォローアップ相談会等、母子保健施策及び子ども子育て支援施策との連携を図ります。
- ◎障害児がサービスを利用するにあたり、障害特性に応じた支援ができるよう努めます。
- ◎出雲崎町地域自立支援協議会において、障害福祉サービス事業所、相談支援事業所、医療関係者、教育関係者等の関係団体と連携しながら支援を図ります。

(2) 障害児相談支援等

【 事業概要 】

事業名	事業概要
障害児相談支援	障害児通所支援、障害児通所支援と障害福祉サービスを併用する障害児を対象に、支給決定または支給決定の変更前に、障害児支援利用計画を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を行う事業です。
-----------------------------------	---

【障害児相談支援等の見込量】

事業名	単位	実績			見込		
		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
障害児相談支援	人/月	3	4	4	5	5	5
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	配置人数	0	0	0	0	0	0

【現状と課題】

◎障害児相談支援については、対象児に対して適切にサービス利用可能な状況です。

【見込み量算出の考え方】

◎現在支給決定をしている方及び今後利用する可能性のある方を精査し、見込量を算出しました。

◎医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターについては、現在その機能を保健師が担っている状況です。今後もコーディネーターのための相談専門員等の配置はせず、対象児の情報把握及び調整機能を有する保健師がコーディネーター機能を担っていくことを勘案し見込量を算出しました。

【見込み量確保のための方策】

◎障害児や家族の状況や希望を勘案し、連続的かつ一貫性を持った障害児支援利用計画が安定して提供されるようサービス充実に向けた働きかけ等を行います。

◎保健師が、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター機能を担っていきます。

（3）発達障害児者に対する支援

【現状と課題】

発達障害児者に対する支援を充実させるために、同じ悩みを持つ本人同士や家族に対するピアサポート等の支援を充実させ、本人及び家族の生活の質の向上を図ります。

【見込量算出の考え方】

参加すると想定される保護者数により算出しました。

【見込み量確保のための方策】

関係機関と連携しながら、計画期間中の実施を図ります。

【目標値の設定】

	単位	見込		
		3年度	4年度	5年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	人	1	1	1
ペアレントメンターの人数	人	1	1	1
ピアサポートの活動への参加人数	人	1	1	1

第6章 計画の推進

1. 計画の周知

障害者福祉施策への住民の理解を深めるよう、本計画の周知に努めます。さらに、町内の関係機関や障害者団体等、障害者を取り巻く各種主体とともに、情報が得られにくい環境にある障害者等に配慮しつつ、多様な媒体の活用や地域活動等を通じたきめ細かい広報、啓発活動に努めます。

2. 地域一体となった計画の推進

障害者施策は保健、医療、福祉分野にとどまらず、教育、就労、生活環境など広範な分野にわたるため、庁内関係各課との相互連携を図ります。

また、障害者本人及びその家族、障害者団体、ボランティア団体、サービス事業者、民間企業など各主体との一体的な計画の推進に努めます。

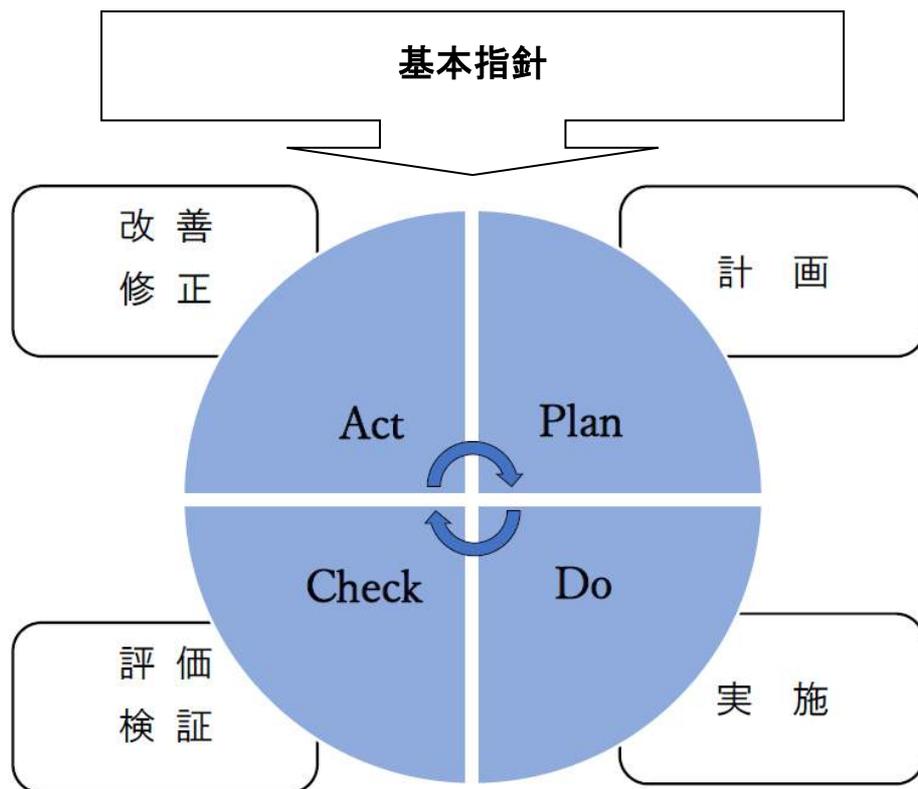
3. 新潟県及び近隣市村等との連携

地域生活への移行の推進や障害福祉サービスの確保にあたっては、中越圏域全体における調整とネットワーク化が必要となるため、新潟県、近隣市村等との連携を図りながら、サービスの提供に努めます。

4. 計画の評価と進行管理

障害福祉計画及び障害児福祉計画の推進にあたっては、各事業の各年度における推進状況や達成状況等を PDCA サイクルのプロセスによる分析・評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更、事業の見直しを行いながら、計画を推進します。

具体的な評価・進行管理は、「出雲崎町地域自立支援協議会」で行います。



Plan(計画)

「基本指針」に即して成果目標及び活動指標を設定するとともに、障害福祉サービスの見込量の設定 やその他確保方策等を定めます。

Do(実施)

計画の内容を踏まえ、事業を実施します。

Check(評価・検証)

◎成果目標及び活動指標については、少なくとも1年に1回その実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら、障害福祉計画の中間評価として分析・評価を行います。

◎中間評価の際には、出雲崎町地域自立支援協議会等の意見を聴くとともに、その結果について公表します。

Act(改善・修正)

中間評価等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、障害福祉計画の変更や事業の見直し等を実施します。

資料編

1. 出雲崎町地域自立支援協議会設置要綱

(目的)

第1条 障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した生活を営むことができる地域社会の実現に向け、相談支援事業をはじめとする障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議機関として、出雲崎町地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次の事項について協議、調整等を行う。

- (1) 相談支援事業の運営等に関すること
- (2) 困難事例への対応のあり方に関すること
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること
- (4) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること
- (5) その他障害福祉に関して必要な事項

(構成)

第3条 協議会は、委員20名以内で構成する。

2 委員は、次の掲げる者の内から町長が委嘱する。

- (1) 医療関係者
- (2) 障害者団体の代表者
- (3) 相談支援事業者
- (4) 障害福祉サービス事業者
- (5) 民生委員・児童委員
- (6) 産業団体の代表
- (7) 新潟県長岡地域振興局健康福祉環境部職員
- (8) 関係行政機関の職員

(任期)

第4条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し協議会を代表する。
- 3 会長は、議長として協議会の議事を運営する。
- 4 副会長は、会長に事故等のある時に、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要に応じて、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(個人情報の保護)

第7条 協議会の関係者は、会議で知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、保健福祉課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成29年7月31日要綱第21号）

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。

2. 出雲崎町地域自立支援協議会委員名簿

	所 属	氏 名	備 考
1	社会福祉法人 長岡福祉協会 桜花園 園長	近藤 勉	会 長
2	町精神障害者家族会 けやきの会 代表	相澤 貞夫	副会長
3	田宮病院コメディカル部長	数藤 武彦	
4	社会福祉法人 中越老人福祉協会 やすらぎの里 園長	佐藤 正志	
5	町民生委員児童委員協議会 会長	河崎 政則	
6	町社会福祉協議会 事務局長	佐藤 巖	
7	町商工会長	大谷 清一	
8	中越圏域障害者地域生活支援センター長岡療育園	西 綾子	
9	中越圏域障害者地域生活支援センター茨内	中村 千里	
10	障がい者就業・生活支援センターこしじ	親松 俊司	
11	県長岡地域振興局 健康福祉環境部 地域福祉課	中島 朋美	
12	県長岡地域振興局 健康福祉環境部 地域保健課	阿部 彰人	
13	ふれ愛サポートセンター いずもぎき	和田 裕	
14	相談支援センター ハーモニー	鈴木 朋浩	
15	相談支援センター ハーモニー	服部 想樹	
16	町教育課 庶務学校教育係	高橋 聡	

